

民法の成年年齢の引下げに関する意見書

2016年（平成28年）2月18日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについては、慎重であるべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

(1) 民法の成年年齢引下げについての検討の経過

民法(明治29年法律第89号)は長らく成年年齢を20歳と定めてきた(民法第4条)ところ、2007年5月に成立した日本国憲法改正手続に関する法律(国民投票法。平成19年5月18日法律第51号)は、満18歳以上が国民投票の投票権を有するとし、同法附則第3条第1項(現在では附則(平成26年6月20日法律75号)3項)では「満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と定められた。

この附則を受けて、法制審議会は、第160回会議(2009年10月28日)で民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当であるとする「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」(以下「最終報告書」という。)を採択し、法務大臣に答申した(注1)。

そして、2015年6月17日、公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)が改正され、選挙年齢を18歳に引き下げることとなった。そこで、同附則第3条第1項が選挙年齢とともに検討課題とした民法の成年年齢引下げの問題があらためてクローズアップされることとなった。

(2) 成年年齢引下げの意義と問題点

この問題に関し、当連合会は、2008年10月21日付け「民法の成年年齢引下げの是非に関する意見書」において「現時点での引下げには慎重であるべきである。」と意見し、2009年9月10日付け「民法の成年年齢の引下げの議論に関する会長声明」においても「民法の成年年齢を引き下げるとい

結論をまとめるためには、いまだ多くの検討課題がある」と指摘した。

当連合会の上記意見書等にも述べているとおり、もとより未成年者であっても、人として、成人と同様の基本的人権を有しており、その自己決定権は十分に尊重されるべきである。特に、中学や高校の卒業後に働いている子どもたちにとっては、成人と同様の社会生活を営み、納税の義務を果たしていながら、未成年者として扱われる結果、居宅の賃貸借契約等の生活上必要な契約行為にも親権者の同意が必要となっており、その自己決定権が制約されていることは否定できない。成年年齢を18歳に引き下げることで、自己決定権を早期に十分に実現し、大人としての自覚を促すことができるなど、民法の成年年齢の引下げには積極的に評価できる面もある。

また、国際的にも、欧米諸国やロシア、中国等多くの国が、18歳を私法上の成年年齢としており、成年年齢の引下げは、かかる国際社会に適合する制度を実現する点においても意義がある。

しかしながら、現時点においては、以下に述べるとおり、成年年齢引下げによる多くの問題点（未成年者取消権の喪失、親権対象年齢の引下げ、養育費支払終期の繰り上げ等）があり、それに対する対応策も未だ十分に採られていない。本意見書では、法制審議会の2009年の「最終報告書」の内容を踏まえた上で、当連合会の2008年の上記意見書に続き、民法の成年年齢引下げについては引き続き慎重にすべきである旨意見する（注2）。

2 民法の成年年齢と選挙年齢との関係

上記のとおり、民法の成年年齢の引下げの検討は、選挙年齢の引下げに伴って課題とされてきたものである。

しかしながら、憲法は成年者に選挙権を与えることを保障しているが（第15条）、それが民法上の成年であるのか、公法上の成年であるのかは明記されておらず、これについては学説の一致も見えていない。さらに、憲法は成年者以外の者に選挙権を与えることは禁止しておらず、民法の成年年齢よりも低く選挙年齢を定めることが可能であることは、学説上も異論がないとされている。したがって、理論的には民法の成年年齢を選挙年齢と一致させる必然性はない。この点、「最終報告書」も、「選挙年齢と民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がないという結論に至った」と確認しているとおりである。

ただし、最終報告書は、民法の成年年齢と選挙年齢との関係について、民法の成年年齢の引下げが18歳、19歳の若年者の政治への参加意欲を高めること、両者をそろえるのが法制度としてシンプルであること等を理由に「両者は特段の

弊害がない限り一致していることが望ましい」としている。

しかし、若年者の政治への参加意欲を高めるためには、若年者への政治教育を充実させたり、若年者の政治へのアクセスを容易にする等の直接的な施策が講じられる必要があり、民法の成年年齢の引下げによって直ちにこれを達成することができるとは考え難い。

また、成年年齢について定めた関係法令は民法の他にも200以上存在するとされていることから、民法と公職選挙法の選挙年齢のみを一致させても法制度がシンプルになるとは言い難い。特に、少年法、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法、競馬法等については成年年齢引下げに根強い反対論がある（注3、注4）。

すなわち、少年法の「成人」年齢を20歳から18歳に引き下げることに關しては、当連合会も、2015年2月20日付け「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」において反対の意見を述べた。同意見書でも指摘しているとおり、「18歳で自立している若者は少数である」上、少年法においては、家庭裁判所を経由した少年院送致や保護観察、保護的措置等を通じ、少年の更生のための働きかけが行われている。少年法の成人年齢の引下げによって、まだ可塑性の高い18歳、19歳の年長少年に再犯防止の支援がなされなくなるとすれば極めて重大な問題であり、公職選挙法等他の法令における成人年齢の如何に関わらず、少年法の成人年齢は引き下げられるべきでない。

また、若年者の健康被害の防止の観点から、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法は20歳を年齢区分としているほか、競馬法、自転車競技法等は、若年者の健全育成の観点から未成年者の勝馬投票券（馬券）、車券等の購入を禁止しており、それぞれの目的に応じた年齢区分が設けられている。

このように、法律における年齢区分はそれぞれの法律の立法目的や保護法益ごとに、子どもや若者の最善の利益と社会全体の利益を実現する観点から、個別具体的に検討されるべきであり、「国法上の統一性や分かりやすさ」といった単純な理由で安易に決められてはならない（注5）。

そして、民法の成年年齢引下げについては、私法上の行為能力を付与するにふさわしい判断能力があるかという点が正面から論じられるべきである。例えば、成年被後見人について私法上の行為能力が制限されているが選挙権は認められていることからみても、民法の成年年齢や行為能力の有無と選挙年齢とは、別個に考えられるべきであることは明らかである（注6）。

以上により、民法の成年年齢を選挙年齢と一致させることが望ましいとはいえ

ず、民法の成年年齢の引下げについては、公職選挙法の選挙年齢の議論とは別個に、民法の成年年齢引下げの意義があるか、引き下げた場合の問題点、及び問題点を解決するための施策等について、慎重に検討して決する必要がある。

3 民法の成年年齢引下げの意義について

民法の成年年齢引下げの意義として「最終報告書」は、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すという意義、契約年齢を引き下げる意義等を挙げている（注7，注8）。

(1) 若年者が将来の国づくりの中心という国としての強い決意を示す意義

「最終報告書」は、「将来の国づくりの中心となるべき若年者に対する期待」があるとして、「民法の成年年齢を引下げ、18歳をもって『大人』として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながる」とする。

しかし、戦後70年の我が国の状況を見れば、18歳で「大人」として自立している者の数は多くない。1965年頃までは、中学卒業の者の多くが就職して、都会で一人で生活し、20代前半には結婚していた。しかし、現在、18歳の若者の多くは、高校卒業後に就職したり、大学等に進学するなどしても、親に扶養してもらっており、自立した生活を営んでいるとはいえない。

「最終報告書」も、若年者の精神的・社会的自立が遅れていること、人間関係をうまく築くことができず、進学も就職もしようとしない若年者が増加していること等を指摘し、その原因として、我が国では伝統的に終身雇用制度の下、企業や家族が若年者の自立を支えてきたが、近年の社会の変革により、企業や家族が若年者の自立を支えきれなくなっていることを挙げている。そして、「若年者の自立の遅れ等の問題については、民法の成年年齢を引き下げるだけでは自然に解決するとは考えられず、社会全体が若年者の自立を支えていくような仕組みを採用し、若年者の自立を援助する様々な施策も併せて実行していく必要があるものと考えられる。」としている。

こうした状況を反映し、内閣府の青少年育成推進本部が2003年10月にまとめた旧青少年育成施策大綱も、「青少年の社会的自立の遅れと不適應の増加」に鑑み、概ね30歳未満の者を対象に育成推進施策を推進すべきとしている。また、2010年7月に内閣府の子ども・若者育成支援推進本部が決定した「子ども・若者ビジョン」においても、非正規労働の増大が若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっており、フリーターやニートが増加し、経済的格差が子どもの貧困の問題ともなっている中、困難を有する子どもや若者を社

会全体で見守り、育てる機能を果たしていかなければならないことが指摘されている。ここで言われる「若者」とは、施策によって40歳未満の者までも対象とされており、現在の若者の自立が困難となっている状況が反映されている。

上記のような若年者の問題を踏まえ、2010年4月、子ども・若者育成支援推進法が施行された。この法律は「子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援」（同法第1条）等についての国や地方公共団体の責務や施策の基本事項等を定めるものである。

このように、若者の自立の遅れという近年の傾向に鑑みれば、まず若年者の自立を支えていく仕組み作りを先行させることが必須である。それがなされないまま民法の成年年齢を引き下げるとは、自立が困難となっている若者に一層の支援の施策の法律を定めた国の姿勢と相反するものであるばかりか、自立が困難な若年者への保護や支援の必要性を見えにくくし、後述のとおり、若年者が更なる私法的責任を負わされることにより、より困難な状況に追いやられることが懸念される。

「最終報告書」は、民法の成年年齢を引き下げるとは、「若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながる」とするが、国としての強い決意の対象は、成年年齢の引下げでなく、若者育成支援策の実現にこそ向けられるべきである。

(2) 契約年齢を引き下げる意義

「最終報告書」は、契約年齢（行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることができる者の年齢）の引下げについて、「大学等で教育を受けている者も多くがアルバイトをするなどして働いており、高校卒業時に就職して正規の労働者となる者も含めると、18歳に達した大多数の者は、何らかの形で就労し、金銭収入を得ている。（中略）そうすると、契約年齢を18歳に引き下げることには、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるようになるという点で、メリットがあるということが出来る」としている。

確かに、若年者の自己決定権は尊重されるべきであり、大学等で教育を受けつつアルバイトをしたり、高校卒業時に就職して正規の労働者となる者もいる以上、民法の成年年齢を引き下げ、親権者の同意なくして単独で生活に必要な契約を締結できるようにし、「18歳に達した者が就労して得た金銭」を自ら

の判断で費消できるようにすることは、積極的な側面として評価できる。

しかし、文部科学省が2015年8月6日に発表した「平成27年度学校基本調査（速報値）」によれば、高等学校卒業者のうち、大学・短大進学率は54.6%、専門学校進学率は16.6%であるのに、就職率は17.8%であり、2割に満たない（注9）。1998年度に就職率が22.7%であったことと比べても就職率は高くなっておらず、「18歳に達した者が就労して得た金銭」の処分に着目することによって民法の成年年齢を引き下げる意義が増大しているとは言い難い。

また、現在までに「18歳に達した者が就労して得た金銭」を自らの判断で費消できないことによって生じる不都合の実態が不明であり、これを費消することによるメリットと、そのことによって生じうるデメリット（後述の問題点）を丁寧に比較衡量することが出来ない。このように、契約年齢の引下げのメリットとデメリットについて十分に議論が出来ていない状況で民法の成年年齢の引下げを進めることは慎重であるべきである。

4 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点及びこれに対する施策の状況について

一方、民法の成年年齢引下げについては、以下に検討するとおり、(1)契約年齢の引下げに伴う未成年者取消権の喪失、(2)自立に困難を抱える若年者の困窮の増大及び高校教育における生徒指導の困難化のおそれ、(3)養育費支払終期の事実上の繰上げ、(4)労働基準法第58条による労働契約解除権の喪失、並びに他法との関係が問題となる(5)少年法適用年齢の引下げのおそれ、(6)児童福祉における若年者支援の後退のおそれ等の問題点がある。

民法の成年年齢を引き下げるためには、こうした問題点を解決する施策を実施し、かつ、その施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れ、引下げへの国民のコンセンサスが得られることが必要である。

このことは、「最終報告書」も、「民法の成年年齢引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。現在、関係府省庁においてこれらの施策の実現に向け、鋭意取組が進められているが、民法の成年年齢引下げの法整備は、これらの施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において速やかに行うのが相当である。」と述べるとおりである。

そこで、以下に、民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点、及びこれに対する施策の実施状況を検討する。

(1) 契約年齢の引下げに伴う未成年者取消権の喪失の問題点と施策の実施状況

① 未成年者取消権の喪失による問題点

ア 未成年者取消権の重要性

契約年齢を18歳に引き下げた場合に最も大きな問題となるのは、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権（民法第5条第2項）を喪失することである。

すなわち、現行民法においては、18歳、19歳の若年者を含む未成年者が単独で行った法律行為については、未成年者であることのみを理由として取り消すことが出来るため、この未成年者取消権は未成年者が違法もしくは不当な契約を締結するリスクを回避するに当たって絶大な効果を有しており、かつ、未成年者を違法もしくは不当な契約を締結するよう勧誘しようとする事業者に対しては強い抑止力となっている。

20歳になると消費者相談の件数が増加すること、悪質な業者が20歳の誕生日を狙って取引を誘いかける事例があることからすれば（注10）、現行民法の下では20歳以上の者が消費者被害のターゲットとなっているとみられるところ、民法の成年年齢が引き下げられることにより未成年者取消権が喪失すれば、そのターゲットとなる層が18歳、19歳にまで拡大することは必至である。しかも、若年者の自立の遅れが指摘されている昨今においては、20歳の若年者の場合にも増して、18歳、19歳の若年者の間で消費者被害が蔓延してしまう可能性が極めて高いといえる。

この点については、「最終報告書」も「未成年者取消権（民法第5条第2項）の存在は、悪徳業者に対して、未成年者を契約の対象としないという大きな抑止力になっているものと考えられる。そうすると、民法の成年年齢が引き下げられ、契約年齢が引き下げられると、18歳、19歳の者が、悪徳業者のターゲットとされ、不必要に高額な契約をさせられたり、マルチ商法等の被害が高校内で広まるおそれがあるなど、18歳、19歳の者の消費者被害が拡大する危険があるものと考えられる。」と指摘しているとおりである。

イ 未成年者の消費者被害の現状

未成年者取消権の喪失に伴う問題点を検討するには、18歳、19歳を含む未成年者の消費者被害の現状を把握する必要がある。独立行政法人国民生活センター編「消費生活年報（2014年）」が発表した「全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）」の統計によれば以下

のとおりである（注11，注12）。

(7) 「18～19歳」の相談件数

国民生活センターの統計数値に基づき算出した結果によれば、全国の消費生活センターに寄せられた「消費生活相談」のうち「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数（注13）は、5000件前後でほぼ横ばいで推移している（注14）。また、全相談件数に占める「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数の割合は1.2%前後で、こちらもほぼ横ばいで推移している（注15，注16）。

すなわち、「最終報告書」が取りまとめられた2009年以降、18歳、19歳の者には、常に相当な数の消費者被害が生じており、その数は一向に減少しておらず、「18歳、19歳の者の消費者被害が拡大する危険」は、2009年当時と変わりなく存在しているといえる。

(i) 「18～19歳」と「20～22歳」の差異

a 相談件数

また、「18～19歳」と「20～22歳」の1歳当たりの平均相談件数を比較すると、いずれの年においても、「20～22歳」は「18～19歳」に比して1.37倍～1.89倍となっており、20歳になると明らかに相談件数が増加する（注17）。

この差異は、まさに、未成年者取消権が、消費者被害に対する防波堤になっていることを示すものである。

b マルチ取引

特に、「マルチ取引」の1歳当たりの平均相談件数は、「20～22歳」は「18～19歳」の約12.3倍となっている（注18）。

「マルチ取引」とは、既存の人間関係のしがらみを利用した断りにくい勧誘方法を取ることを特徴とするところ、「20～22歳」の相談件数が突出して多いのは、大学・短大等のクラスやサークル、職場やアルバイト先の人間関係等を利用して、この年代を狙い打ちして勧誘が行われているからと考えられる。一方、20歳未満の者の相談が少ないのは、まさに未成年者取消権が大きな抑止力となっているからと考えられる。

以上からすると、契約年齢を18歳に引き下げると、18歳、19歳の者を含む未成年者に対しても「マルチ取引」の勧誘が行われることになり、すぐにこの年代に対する消費者被害が拡大することが予想

される。

c 既払金額

また、「18～19歳」と「20～22歳」の消費生活相談における「既払金額」を比較すると、「20～22歳」の方が高額な消費者被害に遭っている傾向がみられる。すなわち「18～19歳」では既払金額1万円以上5万円未満がピークであるのに対し、「20～22歳」では10万円以上50万円未満がピークとなっている(注19)。

このことから、契約年齢を18歳に引き下げることにより、18歳、19歳の被害額がより高額になることが予想される。

d ローン・サラ金

さらに「フリーローン・サラ金」の相談件数については、「20～22歳」が「18～19歳」に比して大幅に上回るという顕著な違いがみられた(注20)。

よって、「18～19歳」の若年者に対して契約締結の行為能力を認めることは、経済的基盤を有しない若年者を債務過多の状態に陥らせ、その貧困を助長し、経済的自立を妨げる可能性もある。

e インターネット関連の相談の問題

さらに、「20歳未満」の相談においては、「運輸・通信サービス」についての相談が70%以上を占めるという突出した傾向を示している(全年齢では25%前後)(注21)。

なかでも「20歳未満」のインターネット関連の相談は高い水準で推移している(注22)。とりわけ、2014年には、インターネット通販の相談やオンラインゲームでの高額な課金決済等、インターネット関連の相談は増加する一方であることが指摘されている。

このように、若年者は既に通信サービスに関する消費者被害の危険に晒されているが、これに対する有効な対策が見出されていない状態で成年年齢を引き下げるとは、更に同様の被害を増加させることに繋がりがかねない。

ウ 小括

以上、18歳、19歳の者を含む未成年者を取り巻く消費者被害の現状を概観してきたが、これらの現状によれば、契約年齢を引き下げること、18歳、19歳の若年者から未成年者取消権を喪失せしめることは、これらの若年者に対する消費者被害を拡大することに繋がると考えられる。

② 契約年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策の状況

上記のとおり、契約年齢を引き下げることによる問題点があることから、成年年齢の引下げのためには、問題点に対する施策が実施され、一定の効果を上げていることが必要である。

この点、「最終報告書」では、契約年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策として、具体的には「消費者保護施策の充実」、「消費者関係教育の充実」を挙げている（注23）。

ア 消費者保護施策の充実について

(ア) 「最終報告書」では、消費者保護施策として、取引の種類や若年者の特性に応じて、事業者重い説明義務を課したり、取引の勧誘を制限すること、一定の条件の下で取消権を付与することなどを提案している。

しかし、仮に一定の条件の下で若年者に取消権を付与としても、この条件の定め方如何では18歳、19歳の者に対する保護が有名無実化しかねない。現在の未成年者取消権制度は、上述のとおり、悪質業者に対する未成年者勧誘の強い抑止力になっている。こうした社会的事実を踏まえると、新たな取引の勧誘の規制は、少なくとも現在と同程度の若年消費者保護の制度である必要があるが、これは、18歳、19歳の行為能力を否定すると等しいものにならざるを得ないことになる。

また、たとえ「最終報告書」が提言するように、事業者取引の種類や若年者の特性に応じた重い説明義務を課したとしても、判断能力が十分でない18歳、19歳の若年者が説明を受けた旨の書類に不用意にサインすることで、事業者が義務違反を免れる旨主張してくることが予想される。

18歳、19歳の者を取り巻く消費者被害の現状に鑑みれば、未成年者取消権に代わる有効な施策が見出せない現状では、やはり、同取消権による網羅的な抑止力を維持すべきといえる（注24、注25、注26）。

(イ) 「最終報告書」では、若年者の消費者保護施策として、専用相談窓口の設置を提言している。

しかし、消費者問題における事後的な相談や救済は、あくまで個別的なものに留まり、限定的な効果しかない上、事後的には十分な被害回復がなされないことも少なくない。

消費者相談に関しては、消費者庁及び各地の消費生活センターで若年者に対する啓発活動等を実施しているが（注27、注28）、若年者の

間に蔓延する消費者被害に対する対処療法の域を出ておらず、契約年齢の引下げに対する懸念を払拭する程度には至っていないと考えられる。実際にも、「消費生活相談」のうち「20歳未満」の相談件数（概数）はほぼ横ばいの状態で推移しており、「20歳未満」の消費者被害は減少していない。

- (ウ) 「最終報告書」では、消費者保護施策として、若年者に取消権がなくなることを広報するとする。

しかし、民法の成年年齢の引下げの議論については、現在でもその認知度は極めて不十分である。内閣府が2013年12月14日に発表した「民法の成年年齢に関する世論調査」において、『民法の成年年齢の引下げの議論』についての認知度を質問したところ、「18歳～19歳」の回答は、「議論されていることを聞いたことがあり、議論の内容も知っている」が14.8%、「議論されていることを聞いたことがあるが、議論の内容までは知らない」が55.6%、「議論されていることを聞いたことがない」が29.6%であった。このように、議論の内容を知らない者の割合が85%を占めている。

以上の結果からすると、18歳、19歳の若年者に対して、少なくとも現在、未成年者取消権がなくなる可能性があることを自覚させるには至っていないことは明らかであり、仮に今後、政府が法改正の広報をしたとしても、どの程度の効果があるかは不明である。

イ 消費者関係教育について

「最終報告書」は、「消費者関係教育の充実」として、契約の成立や取消等に関する法教育の充実、クーリングオフ制度等消費者保護教育の充実、金融リテラシー等金融経済教育の充実を掲げている。

消費者関係教育については、消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という）が2012年12月から施行され、消費者教育として「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会（注29）の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）」がなされるべきとされており、同法下での施策の在り方が上記消費者関係教育の実現に大きく影響することとなる。

しかしながら、同法に基づく「消費者教育の推進に関する基本方針」は2013年6月に閣議決定されたばかりである。そのため、同法に基づく

消費者教育は、関係各機関の努力にも関わらず、未だ十分に国民に浸透しているとは言い難い状況にある。

例えば、同法は、都道府県及び市町村に対して消費者教育推進計画の策定を求め、消費者教育推進地域協議会の設置を求めている。しかし、全47都道府県及び全20政令市のうち、消費者教育推進計画を策定したのは30都道府県及び7政令市に留まり（2015年11月27日時点）（注30）、消費者教育推進地域協議会を設置したのは42都道府県及び11政令市に留まる（2016年2月9日時点）（注31）。

また、内閣府が2015年1月に実施した「消費者行政の推進に関する世論調査」によれば、「消費者教育の機会が確保されることについて守られていると感じるか。」という質問に対し、「感じる」「どちらかといえば感じる」の合計は19.5%、「どちらかといえば感じない」と「感じない」の合計は実に68.4%にも上った（注32）。

消費者教育推進法が施行されてから十分な時間が経過しておらず、かつ、その効果が現れたことを示すデータ等も示されていない。したがって、「消費者関係教育」は未だ道半ばという状況にあり、契約年齢の引下げの問題点を解決する施策として十分な効果を挙げていないと言わざるを得ない（注33）。

ウ 以上のとおり、「最終報告書」が紹介する施策は、いずれについても、未だ十分な実施がなされ、効果が浸透しているとは言い難い。現在、若年消費者保護の施策が十分に実施され、その効果が明らかになっているとはいえ、また、契約年齢を引き下げた上で若年者の消費者被害を防ぐ有効な対策が見いだせない段階であり、成年年齢の引下げにはなお慎重であるべきである。

(2) 親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点と施策の状況について

「最終報告書」は、「親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点」について「自立に困難を抱える18歳、19歳の者の困窮の増大」と「高校教育における生徒指導を困難化するおそれ」を挙げている（注34、注35）。

① 自立に困難を抱える若年者の困窮の増大とこれに対する施策の実施状況

ア 自立に困難を抱える若年者の困窮の増大

「最終報告書」には、現代の若年者の中には、いわゆるニート、フリーター、ひきこもり、不登校など、経済的に自立していない者が増加していると、このような状況の下で民法の成年年齢を引き下げ、親権の対象と

なる年齢が引き下げられると、自立に困難を抱える若年者が親の保護を受けられなくなり、ますます困窮するおそれがあることが指摘されている。また、法律上の成年年齢と精神的な成熟年齢が乖離し、若年者のシニシズム（法律上の成年年齢を迎えてもどうせ大人になれないという気持ち）が蔓延し、「成年」の有する意義が失われる懸念も示された。

イ 自立支援に関する施策

「最終報告書」は、親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点を解決する施策として「若年者の自立を援助するための施策の充実」（注36）を指摘するが、今日までに十分実行されているとは言い難い状況にある。

例えば、若年者の自立を支援する施策として、2010年に子ども・若者育成支援推進法が施行され、地方公共団体は、子ども・若者支援地域協議会や、子ども・若者の相談に応じる子ども・若者総合相談センターの設置に努めるものとされたが、これらが設置された地方公共団体は未だ一部に留まっており、その効果は困難を抱える若年者に広く及ぶには至っていない（注37）。

さらに、「最終報告書」には、部会の意見として、自立支援のためにシティズンシップ教育を行うことなども記載されているが、これも未だ十分な実施をされているとはいえない。例えば、消費者教育推進法で求められている、消費者市民社会に参画しうるための教育等の取組は緒に就いたばかりであり、十分に実施の効果を発揮しているとはいえないことは、前述のとおりである。

② 高校教育における生徒指導を困難化するおそれとこれに対する対策

さらに、「最終報告書」は、「民法の成年年齢を18歳に引き下げると、高校3年生で成年（18歳）に達した生徒については、親権者を介しての指導が困難となり、教師が直接生徒と対峙せざるを得なくなり、生徒指導が困難になるおそれがある。」という点も指摘しており、これについては、実際に教育現場に立つ高校教師や親、生徒からの事情聴取を綿密に行い、十分な議論を重ねる必要がある。

「最終報告書」は、この問題点に対し、高校入学時に在学中の指導等は親権者を介して行う旨の約束をするなどの対策を挙げているが、最終報告書も指摘しているとおり、現在、学校では学校内での学習指導に留まらず学校外での生活の指導等も行っており、成人に達した生徒に対してどのような指導

をしようのかという問題にはなお困難が残る。

少なくともこのような問題点が明らかであり、これに対する十分な施策が見いだせていない状況においては、親権の対象となる年齢の引下げには慎重であるべきである。

(3) 養育費の支払終期の繰上げのおそれとこれに対する施策の状況について

① 養育費の支払終期の繰上げのおそれ

現在、離婚において、母が親権者になる割合が高いが、母子家庭の平均所得は243万円（厚生労働省国民生活基盤調査（2013年））と低く、全世帯平均の半分に満たず、ひとり親家庭、特に母子家庭の貧困が問題となっている。母子家庭にとって、養育費は重要な収入である。

養育費の支払終期については、理論的には経済的に自立していない子、すなわち「未成熟子」概念を基準とすべきであり、成年年齢を基準とすべきでない（民法第766条第1項も「子の監護に要する費用」と規定し、「未成年者の監護に要する費用とは規定していない」）。したがって、仮に、民法の成年年齢の引下げがなされたとしても、本来未成熟子に対し負担すべき義務である養育費等の支払終期には影響を及ぼさないというべきである。

しかし、実際には、養育費に関する調停条項として、本来であれば、未成熟子概念を用いるべきであるにも関わらず、「子が成年に達する日の属する月まで」等と未成年者概念を用いて合意する例が後を絶たない。

そして、このような運用を前提とする場合には、少なくとも事実上は、成年年齢の引下げが養育費支払終期の繰上げに直結してしまうのではないかと、という疑念を拭い去れない。それが離婚を契機として母子家庭となった家族の経済的事情を悪化させ、その貧困化の傾向に更に拍車をかけることになるのではないかと、という危惧が指摘される。

現在、高等教育においては奨学金等の公的助成制度が不十分であるため、高等教育の費用負担は親の経済力に依存せざるを得ない状況にある。民法の成年年齢の引下げにより、養育費の支払終期が早まるなどのケースが増える場合、母子家庭の子どもの進学率の低下、それに起因する学習意欲や学力の低下等が容易に想定される。そして、このような事態が、更に次の世代の経済格差に繋がるのが懸念される。

② 養育費の支払終期が事実上早まる懸念に関する施策の実施状況

既に述べたとおり、本来、養育費の支払終期については「未成熟子」概念を基準とすべきであり、成年年齢を基準とすべきものでない。この基本的な

考えが裁判実務の手續の中で実現されるようにすべきであるとともに、国民全体にも広く周知徹底する必要がある。民法の成年年齢引下げが養育費の支払終期が早まることに直結するような事態を生まないための施策を国が具体的に提案することも必要である。

しかし、未だこのような施策は実施されておらず、このような制度的担保のないところでの民法の成年年齢の引下げには、慎重であるべきである。

(4) 労働契約の解除権の喪失に伴う問題点とこれに対する施策の状況について

① 労働契約の解除権の喪失に伴う問題点

労働基準法第58条第2項は「親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向けてこれを解除することができる」と規定し、未成年者の労働契約について、民法の未成年者取消権とは別個に、未成年者にとって不利な労働契約（親権者等の同意に基づいて成立した契約も含む）の解除権を認めている。

民法の成年年齢を引き下げた場合、18歳、19歳の若年者は、民法の未成年者取消権による保護だけでなく、労働基準法第58条第2項の解除権による保護も受けられなくなる可能性が高く、解除権による抑止力が働かなくなる結果、労働条件の劣悪ないわゆるブラック企業等による労働者被害が18歳、19歳の若年者の間で一気に拡大する可能性がある。

この点については、2015年11月9日に厚生労働省が発表した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」が参考になる（注38）。すなわち、上記調査によれば、回答者のうち60.5%の者が労働条件について何らかのトラブルがあったと回答し、そのうちには、賃金不払や、労働時間が6時間を超えても休憩がない等、法律違反のおそれがあるものもあったということである。

上記のような若年者の労働の実態がある以上、民法の成年年齢を引き下げることにより、18歳、19歳の若年者が労働基準法第58条第2項の解除権を喪失すると、いわゆるブラック企業等による労働者被害が若年者の間で一気に拡大する可能性がある。

② 若年者の労働条件に関する施策

従って、民法の成年年齢引下げをするに当たっては、労働基準法第58条第2項の解除権を喪失することのデメリットを検証した上で、これに代わる若年者保護の具体的制度を用意するべきである。労働契約における労働者被害を防ぐための権利教育も実施する必要がある。

また根本的な解決として、ブラック企業のような劣悪な労働環境下に労働者が陥ることを回避し、また、仮に陥ったとしても被害回復を容易に実現できるような制度を用意することが必要である。

しかし、このような労働に関する施策は現在、未だ採られておらず、労働基準法第58条第2項の解除権喪失を伴う成年年齢の引下げには、慎重を期すべきである。

(5) 小括

以上に述べたとおり、民法の成年年齢を引き下げた場合の上記の問題点を解決する施策は十分に実施されていない上、その効果が十分に浸透したとはいえない状況であり、このような状況の下で民法の成年年齢を引き下げることについては慎重であるべきである。

5 民法の成年年齢引下げによる他法への影響について

また、日本には、成年年齢を定めた法令が200以上存在すると言われているが、民法の成年年齢が引き下げられると、これらの関連法令についても成年年齢が引き下げられる可能性が高まることが予想される（注39）。各法令にはそれぞれの立法趣旨があるところ、成年年齢の引下げによる混乱が生じることが懸念される。

(1) 少年法の成人年齢の引下げへの影響について

そもそも民法の成年年齢と少年法の成人年齢は、それぞれの立法目的は異なるのであるから同一でなければならないという関係にはないが、2015年9月17日付けの自由民主党政務調査会の「成年年齢に関する提言」にあるように、民法の成年年齢を18歳に引き下げることにより、その影響を受け、少年法の「成人」年齢も20歳から18歳に引き下げられるべきとの議論が強まることが懸念される。

前記のとおり、18歳で自立している若者は少数である上、少年法においては、家庭裁判所を経由した少年院送致や保護観察、保護的措置等を通じ、少年の更生のための働きかけが行われている。少年法の成人年齢の引下げによって、まだ可塑性の高い18歳、19歳の年長少年に再犯防止の支援がなされなくなるとすれば極めて重大な問題であり、公職選挙法等他の法令における成人年齢の如何に関わらず、少年法の成人年齢は引き下げられるべきでない。このことに関しては、当連合会も、2015年2月20日付け「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」において反対の意見を述べているとおりである。

(2) 児童福祉における支援の後退のおそれ

また、成年年齢の引下げによって、児童養護施設を退所したばかりの18歳、19歳の若年者に対する支援が後退することが懸念される。

すなわち、児童福祉法第4条第1項は「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい」と規定しているため、例えば、18歳に達した若年者は原則として児童養護施設を退所しなければならないなど、同法による保護を受けられないとされている。しかし、児童福祉法第31条等において、児童養護施設等の児童福祉施設での措置や里親委託等は20歳まで延長することができるとされている。仮に民法の成年年齢が引き下げられた場合、これに伴って20歳までの延長ができなくなるなどの影響が及ぶことが懸念される。

(3) その他関連法令について

その他、民法の成年年齢が引き下げられると、成年年齢を定めた多くの関連法令についても成年年齢が引き下げられることが予想される。このことが社会に及ぼす影響は大きく、拙速な引下げを実施すれば大きな混乱が予想される。上記のほかにも、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法のように、未成年者の健康被害を防止する法律について安易な引下げを実施すると、18歳、19歳の若年者の健康被害が増加する可能性があるとして指摘されている（公益社団法人日本医師会の2015年9月9日付け「飲酒及び喫煙年齢の引き下げに対する見解」）。競馬法、自転車競技法等のように、若年者の健全育成の観点の問題もある。

このように、民法の成年年齢の引下げの是非を検討するに当たっては、民法のみでなく他法に与える影響も検討の対象とすべきであるが、このような検討は未だ十分になされているとはいえない。

6 一般国民の議論や周知が十分でないこと

(1) 国民のコンセンサスを得る必要性

① 国民的な議論の必要性

前述のとおり、民法の成年年齢を18歳に引き下げることについては、18歳、19歳の若年者に自己決定権を付与するという積極的な側面もある。

しかしながら、それに伴う様々な影響も考慮されるべきであるところ、そのメリットとデメリットが国民の間で十分に検討議論されているとはいえない。前述のとおりの問題点もある状況である。このような問題については、若年者から高齢者まで全ての国民の間で十分に時間をかけて議論をし、国民のコンセンサスを得た上で慎重に進めるべきである。

この点、諸外国の例をみても、成年年齢を引き下げた理由として、197

0年代に18歳以上の若年者の多くが徴兵制の下、ベトナム戦争に派兵されていたことなどを背景に、選挙年齢や民法の成年年齢を18歳に引き下げるべきという世論の高まりがあったことを挙げる国・地域が多い様である（アメリカの一部の州、オーストラリア、カナダの一部の州、ドイツ、ニュージーランド等）（注40、注41）。しかし、今日の日本においては、18歳、19歳の若年者に成年年齢を認めるという世論の高まりはみられない。

② 国民の意識

民法の成年年齢の引下げについて、読売新聞が全国世論調査（郵送方式）を実施したところ（2015年10月3日付け読売新聞）、成年年齢を18歳に引き下げることには「反対」が53%で、「賛成」の46%を上回った。反対する理由（複数回答）は「18歳に引き下げても、大人としての自覚を持つと思えないから」の62%がトップで、「経済的に自立していない人が多いから」（56%）、「精神的に未熟だから」（43%）などの順だった。なお、「反対」は20歳代で66%、30歳代で59%、40歳代でも57%となり、成年に達したばかりの20代からの反対が最も多いという結果となった（注42）。

また、既に述べたとおり、内閣府が2013年に行った「民法の成年年齢に関する世論調査」の結果によれば、「18～19歳」の回答では、民法の成年年齢の引下げの議論の内容を知らない者の割合が85%を占めた。

さらに、同世論調査によれば、「成年年齢引下げの議論」に関心があるかという質問に対して、「18～19歳」の回答は、「関心がある」が18.5%、「ある程度関心がある」が29.6%、「わからない」が1.9%、「あまり関心がない」が40.7%、「関心がない」が9.3%であった。このように、「関心がない」「あまり関心がない」を合計すると50%に達し、「関心がある」と「ある程度関心がある」を合計しても48.1%と半数に満たない。

このように、民法の成年年齢引下げについての国民のコンセンサスが得られておらず、むしろ引下げに反対する意見が多数である上、この問題についての国民の関心が高まっているともいえない状況である。

(2) 問題点を克服するための施策の効果が国民に認識されているか

① 施策の効果が国民に認識されている必要があること

さらに、「最終報告書」は、民法の成年年齢引下げの条件として、「施策が実現されること」、「これらの施策の効果が十分に発揮されること」に加えて、

「それが国民の意識として現れた」ことを挙げている。その上で、「民法の成年年齢の引下げが行われる場合、何が変わることになるのか、国民生活にどのような影響を及ぼすのかなど、一般国民、特に大きな影響を受ける若年層にとって理解しやすい形で、周知徹底を図る必要がある。」(21頁)としている。

② 施策の効果が国民に認識されていないこと

しかしながら、現在、消費者教育等の施策の効果が、国民に認識されているとは言い難い。例えば、前述した2015年に内閣府が実施した「消費者行政の推進に関する世論調査」によれば、「消費者教育の機会が確保されていることについて守られていると感じるか」という質問に対し、「感じない」「どちらかといえば感じない」という回答者の合計は、68%にも上っている。

そして、前述の読売新聞の世論調査では、契約年齢引下げの賛否に関して、「あなたは、18歳、19歳の者が、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすることに賛成ですか。それとも反対ですか。」という質問に対して、「18～19歳」の回答は、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」を合計しても33.3%でしかなく、「どちらかといえば反対である」と「反対である」を合計すると64.8%にも上る。

なお、契約を一人ですることができる年齢を18歳にすることの賛否について「反対である」もしくは「どちらかと言えば反対である」と回答した者(全年齢)に対して「どのような条件を整備したら、契約を一人ですることができる年齢を18歳に引き下げてもよいとお考えですか。」という質問がなされたが、これに対しては、「どのような条件が整備されたとしても、年齢を引き下げることには反対である」と回答した者が最多(43.8%)であった。

このように、民法の成年年齢引下げに伴う問題点の解決のための施策の効果についても国民に認識されていない状況である。

7 結語

以上のとおり、民法の成年年齢引下げについては、一定の積極的な意義が認められるが、引下げについて国民のコンセンサスは未だ得られておらず、世論の多くが契約年齢の引下げを望んでいない状況である。また、成年年齢の引下げに伴って様々な問題点があるにも関わらず、その解決のための施策は未だ十分でなく、

その効果は十分に現れておらず，その効果が国民に認識されているとは言い難い。

成年年齢の引下げをするためには，それに伴う問題点を克服するための施策が十分に実施され，その効果が浸透し，国民がこれを認識するとともに，世論の多くが契約年齢の引下げを望んでいる状況になることが必要であり，これが達成されていない現状においては，民法の成年年齢の引下げにはなお慎重であるべきである。

(別紙)

- 注1 法制審議会「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」の全文については、法制審議会のホームページで確認できる (http://www.moj.go.jp/shingil/shingi2_091028-1.html)。
- 注2 当連合会2008年10月21日付け「民法の成年年齢引下げの是非に関する意見書」は <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/20081021.pdf> に、2009年9月10日付け「民法の成年年齢の引下げの議論に関する会長声明」は http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2009/090910_2.html に掲載。いずれも結論としては本意見書と同趣旨である。
- 注3 当連合会は、2015年2月20日付け「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」において、少年法第2条の「成人」年齢の引下げに反対した。同意見書が反対の理由として挙げる「18歳で自立している若者は少数である」という部分は民法の場合の議論にも当てはまる (http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150220_2.pdf)。
- 注4 自由民主党政務調査会の「成年年齢に関する提言」(2015年9月17日)は、飲酒、喫煙については、健康被害の拡大や非行を防止する観点から、今後も慎重な検討を加えるとしている (http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130566_1.pdf)。
- 注5 自由民主党政務調査会の「成年年齢に関する提言」(2015年9月17日)は「民法を始めとする各種法律において、我が国における「大人」と「子供」の範囲を画する基準となる年齢が満18歳に引き下げられることを踏まえ、国法上の統一性や分かりやすさといった観点から、少年法の適用対象年齢についても、満18歳未満に引き下げるのが適当であると考える。」としている。
- 注6 2013年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布され(2013年6月30日施行)、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなった。
- 注7 「最終報告書」は、民法の成年年齢の意義について、①「契約年齢」(民法は、成年年齢を20歳と定めた上で(第4条)、未成年者の行為能力を制限して法律行為をするにあたって法定代理人の同意を要求する一方(第5条第1項)、この同意なく行われた法律行為については取消権を付与することで未成年者に取引上の保護を与えている(第5条第2項)。このように、民法の成年年齢は、行為

能力が制限されることによって取引における保護を受けることができる年齢を画する基準となっている。), ②「親権の対象となる年齢の範囲を画する基準」(民法は, 未成年者は父母の親権の対象となる旨定めている(第818条第1項)。このように, 民法の成年年齢は, 父母の親権の対象となる年齢の範囲を画する基準となっている。), ③「大人と子どもを画する基準(国民の意識)」(「最終報告書」では「民法が成年年齢としている年齢20歳は, 民法以外の多数の法令において, 各種行為の基準年齢とされていることや, 我が国において成人式が20歳に達した年に執り行われているという慣行等に鑑みれば, 法律の世界のみならず, 一般国民の意識においても, 大人と子どもの範囲を画する基準となっているものと思われる。」と指摘し, これも成年年齢の意義として挙げている。)の三つに分析している。

注8 民法ではこの他にも, 養子を取ることができる年齢(民法第792条), 婚姻適齢(民法第731条)を定めているが, 「最終報告書」では, これらは今回の引下げ検討とは連動しないこととしている。

注9 文部科学省「平成27年度学校基本調査(速報値)の公表について」(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/08/18/1360722_01_1_1.pdf)

注10 このような特徴があることは「最終報告書」でも認められている。

注11 P I O-N E T (Practical Living Information Online Network) とは, 国民生活センターと全国の消費生活センター等に設置した端末機をオンラインで結び, 全国の消費生活センターが受け付けた消費生活相談の中の「苦情相談(危害・危険を含む)」を収集しているシステムである(消費生活年報2014)。

注12 国民生活センターが近時発表した情報のうち, 若年者が契約当事者になる場合が多いものとして, ①「相談急増! 大学生に借金をさせて高額な投資用DVDを購入させるトラブル」(2014年5月8日), ②「プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意!!」(2015年3月26日), ③「20代に増えている! アフィリエイトやドロップ SHIPPING 内職の相談~友人を騙すと儲かる!? 借金をさせてまで支払わせる事例も~」(2015年7月16日)等がある。

注13 国民生活センターの統計は「18~19歳」と「20~22歳」という区分がなされていたため, 「1歳当たりの平均」の相談件数を算出することとし, 「18~19歳」については2で除した数, 「20~22歳」については3で除した数を, それぞれ「1歳当たりの平均」の相談件数とした。本意見書第2, 4

(1) ①イでは、同様に算出した1歳当たりの数値を用いている。

注14 国民生活センターによれば、全国の消費生活センターに寄せられた「消費生活相談」のうち「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数は、5,248.5件(2009年), 5,696.5件(2010年), 5,221件(2011年), 4,884件(2012年), 5,729件(2013年), 5,885件(2014年), 1,935.5件(2015年。但し8月12日迄(以下同じ))である。同じく、「20～22歳」の1歳当たりの平均相談件数は、9,943.7件(2009年), 8,944件(2010年), 8,220.3件(2011年), 7,899件(2012年), 8,325.3件(2013年), 9,052.7件(2014年), 2,552件(2015年)である。

注15 全相談件数に占める「18歳～19歳」の割合は、約1.16%(2009年), 約1.27%(2010年), 約1.18%(2011年), 約1.13%(2012年), 約1.22%(2013年), 約1.23%(2014年)である。

注16 全相談件数に占める「18～19歳」の割合とは、「18～19歳」の相談件数を全年齢の相談件数で除したものをいう。

注17 国民生活センターによれば、注14のとおり「18～19歳」と「20～22歳」の1歳当たりの平均相談件数を比較すると、後者は前者の約1.89倍(2009年), 約1.57倍(2010年), 約1.57倍(2011年), 約1.62倍(2012年), 約1.45倍(2013年), 約1.54倍(2014年), 約1.37倍(2015年)となっている。

注18 国民生活センターによれば、「マルチ取引」の1歳当たりの平均相談件数は、「18～19歳」では661.5件であるのに対し、「20～22歳」では約8156.3件である。

注19 「20～22歳」と「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数を比較すると、既払金額が多額になるほど両者の差は広がっている。国民生活センターによれば、2005年～2015年8月12日の消費生活相談における「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数66,406件のうち、既払金額が1千円未満の相談が244.5件, 1万円未満が3,120.5件, 5万円未満が4229件, 10万円未満が1,903件, 50万円未満の相談が3,115.5件, 100万円未満が759.5件, 500万円未満が423.5件, 1億円未満が7.5件, 1億円以上が0件であった。これに対し、同じく「20～22歳」の1歳当たりの平均相談件数約123,537.3件(「18～

19歳」に比して約1.86倍)のうち、既払金額が1千円未満の相談が約726.7件(約2.97倍。以下同じ)、1万円未満が5,044件(約1.62倍)、5万円未満が約7,846.7件(約1.86倍)、10万円未満が約3,962.3件(約2.08倍)、50万円未満が約9,110.3件(約2.92倍)、100万円未満が3,111件(約4.1倍)、500万円未満が1,302件(約3.07倍)、1億円未満が約36.7件(約4.9倍)、1億円以上が0件であった。

注20 国民生活センターによれば、「フリーローン・サラ金」の相談件数は、2004年～2008年において、18歳～19歳では10位(平均すると1歳当たり102件/年)であるのに対し、20歳～22歳では3位(同じく1148件/年)と顕著な違いがみられた(なお、2009年～2014年については、18～19歳は10位以下(圏外)であったのに対し、20～22歳については5位(同じく286件/年)であり、年齢による違いを検証すること自体が不可能であった)。

注21 「消費生活年報」によれば、「20歳未満」の相談では、「運輸・通信サービス」が、75.7%(2011年度)、71.5%(2012年度)、70.1%(2013年度)、70.6%(2014年度)と突出している。なお、全年代でみると、「運輸・通信サービス」の割合は、25.7%(2011年度)、25.8%(2012年度)、24.2%(2013年度)、28.7%(2014年度)である。

注22 「消費生活年報」によれば、『20歳未満』の相談件数のうち、『アダルト情報サイト』『デジタルコンテンツその他』『出会い系サイト』『移動通信サービス』『インターネット接続回線』(本稿では以上を「インターネット関連」とした)の合計は、21,474件(2011年)、17,031件(2012年)、20,001件(2013年)、19,013件(2014年)である。

注23 「最終報告書」の提言抜粋

ア 消費者保護施策の充実

- ① 若年者の社会的経験の乏しさにつけ込んで取引等が行われないう、取引の種類や若年者の特性(就労の有無、収入の有無等)に応じて、事業者に重い説明義務を課したり、取引の勧誘を制限する。
- ② 若年者の社会的経験の乏しさによる判断力の不足に乗じて取引が行われた場合には、契約を取り消すことができるようにする。
- ③ 若年者が消費者被害にあった場合に気軽に相談できる若年者専用の

相談窓口を消費生活センター等に設ける。

- ④ 18歳，19歳の者には契約の取消権がないということを18歳，19歳の者に自覚させるような広報活動をする。
- ⑤ 特定商取引法（昭和51年法律第57号）第7条第3号，同法施行規則（昭和51年通商産業省令大89号）第7条第2号では，老人その他の者の判断力の不足に乗じて一定の取引をした場合には，主務大臣が販売業者に対し，必要な措置を指示することができる旨の規定が置かれているが，ここに「若年者」を付け加える。

イ 消費者関係教育の充実

- ① 法教育の充実。例えば，契約の意義，成立の要件，解消することができる場合とできない場合の理解など契約に関する様々な教育を行う。
- ② 消費者教育の充実。例えば，クーリングオフ制度や国民生活センターの役割等消費者保護基本制度の基本や悪徳商法の特徴・対策などを教える。
- ③ 金融経済教育の充実。例えば，金融リテラシー（金融やその背景となる経済についての基礎知識と，日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力）を身につける機会を提供する。

注24 「最終報告書」が紹介する消費者契約法第3条第1項は事業者の努力義務に過ぎず，同法第4条第1項は取消期間が短い（同法第7条第1項）などの問題点がある。

注25 「最終報告書」では「18歳，19歳の者が，一定額以上の契約を行う場合や，特定商取引に関する法律に定める一定の種類の取引を行う場合には，事業者に対し，年齢，職業，収入等について証明書類の提示等を受けさせるなどの調査義務を課し，これに違反した場合には契約を取り消すことができるようにする」という意見も出された。」とあるが（16頁*20），そのような調査義務等は未だ立法化されていないし，調査義務の範囲の決め方如何では，18歳，19歳の者に対する保護が有名無実化しかねない。

注26 「最終報告書」は，消費者保護施策として，特定商取引法第7条第4号（旧第3号），同法施行規則第7条第2号（老人等の判断力の不足に乗じ訪問販売で契約をさせた業者に対する行政の指示）につき，「老人等」に「若年者」を付加する改正をすべきと部会の審議過程での意見として挙げているが，現時点において改正されていない。

- 注27 消費者庁「若年層に対する消費者教育」(衆議院・憲法調査会配付資料, [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/1860424shouhi.pdf/\\$File/1860424shouhi.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/1860424shouhi.pdf/$File/1860424shouhi.pdf))
- 注28 独立行政法人国民生活センターのホームページ「相談事例と解決結果 若者に多い相談」(http://www.kokusen.go.jp/jirei/j-top_wakamono.html)
- 注29 消費者教育推進法によれば, 消費者市民社会とは, 「消費者が, 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ, 自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して, 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」とされ, こうした社会に参画しようとするための教育が求められている。
- 注30 消費者教育推進計画の策定状況については, 消費者庁のホームページ「都道府県消費者教育推進計画等策定状況」で紹介されている (http://www.caa.go.jp/information/index18_1.html)。
- 注31 消費者教育推進地域協議会の設置状況については, 消費者庁のホームページ「消費者教育推進地域協議会設置状況」で紹介されている (http://www.caa.go.jp/information/index18_2.html)。
- 注32 内閣府「消費者行政の推進に関する世論調査」(2014年1月調査) (<http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-shohisha/index.html>)
- 注33 海外の先進的な消費者教育の例を紹介した文献として, 財団法人消費者教育支援センター「海外の消費者教育2011 韓国・スペイン・PERL」がある。
- 注34 「最終報告書」では, 「自立に困難を抱える18歳, 19歳の者の困窮の増大」として, 現代の若年者は精神的・社会的な自立が遅れていること等が指摘されているが, このような状況において民法の成年年齢を引き下げると, 親の保護を受けにくくなり, ますます困窮するおそれがあること, 若年者のシニシズム(法律上の成年年齢を迎えても, どうせ大人にはなれないという気持ち)が蔓延し「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあること, 離婚の際の未成年者の子の養育費が早期に打ち切られる可能性があること等が指摘されている(14頁)。
- 注35 「最終報告書」では, 「高校教育における生徒指導を困難化するおそれ」として「現代の高校における生徒に対する生活指導は, 原則として親権者を介して行っているところ, 民法の成年年齢を18歳に引き下げると, 高校3年生で

成年(18歳)に達した生徒については、親権者を介しての指導が困難となり、教師が直接生徒と対峙せざるを得なくなり、生徒指導が困難になるおそれがある。」と指摘されている(15頁)。

注36 「若年者の自立を援助するための施策の充実」について、「最終報告書」は部会での審議過程での意見として、以下の5項目を挙げる(8~10頁)。

- ① 若年者がキャリアを形成できるような施策の充実。例えば、若年者の就労支援、教育訓練制度、インターンシップ等の充実。
- ② いわゆるシティズンシップ教育(多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に関わろうとする資質を獲得することができるようにするための教育)の導入。
- ③ 若年者が情報提供や相談を受けられるワンストップサービスセンターの設置。例えば、イギリスでは13歳から19歳までの者を失業者や無職者にしないための総合的な支援サービスとしてコネクションズという機関を各地に設けている。
- ④ 青少年が早期に社会的経験を積むための社会参画プログラムの提供。例えば、スウェーデンでは、学校の授業の運営に生徒の意見を反映させる制度がある。
- ⑤ 児童福祉施設の人的、物的資源の充実や子育てを社会全体で支えていく仕組みの充実。なお、フランスでは、1974年に民法上の成年年齢を21歳から18歳に引き下げた際、司法的保護の措置の延長等を裁判官に請求できるという若年成年者保護制度などの措置をあわせて講じている。

注37 内閣府「子ども・若者白書」平成27年版

注38 厚生労働省「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」(2015年11月9日、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>)

注39 例えば、医師法第3条、宅地建物取引業法第15条、特許法第7条、少年法第2条、国民年金法第7条等で成年年齢を定めている。自由民主党政務調査会の「成年年齢に関する提言」(2015年9月17日)によれば、関連法令についても、原則として18歳に引き下げることとされている(http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130566_1.pdf)

注40 法制審議会民法成年年齢部会第7回会議(平成20年9月9日開催)で報告

された「諸外国における成年年齢等の調査結果」には、「1960年代、多くの米国民の中で（中略）「戦うのに十分な年齢、投票するのに十分な年齢（old enough to fight, old enough to vote）」がキャッチフレーズとされた。このような状況の中、連邦政府が憲法を改正し、選挙年齢を引き下げた。この社会的な流れを受けて、成年年齢の引き下げが行われた（ワシントンDC、ニューヨーク、ヒューストン）」との指摘がある。

注41 「最終報告書」では、「成年データがある国・地域のうち（187か国（地域を含む)), 成年年齢を18歳以下としている国は141か国である」ものの、「民法の成年年齢を18歳に引き下げる理由として、単に、諸外国の多くで18歳成年制を採用しているからというのでは説得力がないという意見も出された。」ことが紹介されている。

注42 2015年10月3日付け読売新聞 (<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20151002-OYT1T50149.html>)